

自転車月間に合わせた兵庫県警察の取組み

1 期間 5月1日（火）から5月31日（木）までの間

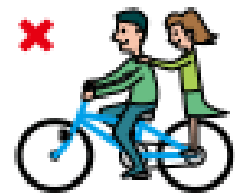
2 自転車月間の目的

自転車月間は、「自転車活用推進法」に定められた月間です。

県警察では、自転車利用者に対する基本的な交通ルールの周知活動や自転車安全教育等を強化し、良好な自転車交通秩序の実現を図ります。

3 県警察の重点推進事項

- (1) あらゆる機会と各種広報媒体を活用した交通ルールとマナーの周知
- (2) 全ての年齢層に対する自転車安全教育の推進
- (3) 街頭における指導啓発及び指導取締り活動の強化
- (4) 自転車の賠償責任保険等の加入促進と被害軽減対策の推進



4 主なイベント

【「姫路B i - M u p（ビームアップ）（※）運動」キャンペーン】

- (1) 実施日時 5月7日（月） 午後11時00分から
- (2) 実施場所
兵庫県姫路市駅前町188番地1 姫路駅北にぎわい交流広場
- (3) 主な内容
 - 式典
 - 県警音楽隊によるアトラクション
 - 姫路サイクルマナーアップ運動パレード
(姫路駅北にぎわい交流広場～御幸通り商店街～大手前公園)

※ B i - M u p（ビームアップ）とは、
B iは「B i c y c l e（自転車）」、Mは「M a n n e r（マナー）」

【「AKN隊プラス（※）出発」】

- (1) 実施日時
5月12日（土）午後1時30分から（雨天時は、5月19日（土）に順延）
- (2) 実施場所
兵庫県西宮市甲子園浜 兵庫県阪神南広域防災拠点
- (3) 主な内容
 - 航空機「ひよどり」からの無線交信
 - 電動アシスト自転車乗り方教室
 - 人文字で交通事故防止決意表明
 - AKN隊プラスの出発式（白バイ8台、パトカー2台等）



※ AKN隊とは、部隊を構成するA「芦屋」、K「甲子園」、
N「西宮」の各警察署の頭文字（プラスは交通機動隊）

～その他、各警察署が工夫を凝らした取組みを実施します～

自転車は車両の仲間です

5月は～自転車月間!!～

『自転車月間』とは

◆ 自転車活用推進法で定められており、全国各地でキャンペーン等が行われます。

※ 5月5日は「自転車の日」です。

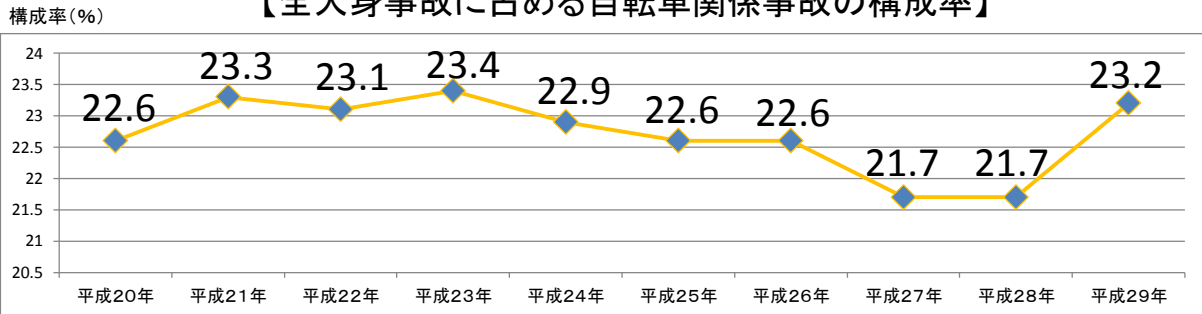
※ 警察では、下記の4つを重点推進項目として各種活動に取り組みます。



- 交通ルールとマナーの周知
- 自転車安全教育の推進
- 指導啓発及び指導取締り活動の強化
- 賠償責任保険等の加入促進と被害軽減対策の推進

自転車の交通事故発生状況

【全人身事故に占める自転車関係事故の構成率】



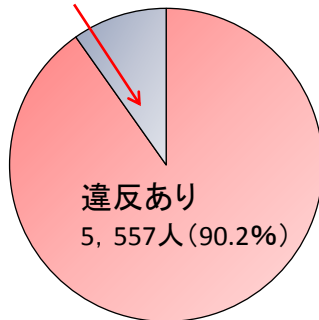
◆ 平成29年中の自転車が関係する人身事故件数は、全人身事故件数の2割以上を占めています。

◆ 平成29年中の自転車乗車中の死傷者のうち、約9割に何らかの交通違反が認められました。

【平成29年中における自転車乗用中の違反別死傷者数】

違反なし 603人(9.8%)

危ない!!



| | |
|-------------|-------|
| 交差点安全進行義務違反 | 37.1% |
| 安全運転義務違反 | 21.5% |
| 徐行場所違反 | 9.6% |
| 指定場所一時不停止等 | 7.2% |
| 横断等禁止違反 | 3.4% |
| 優先通行妨害 | 2.8% |
| 信号無視 | 2.6% |
| 通行区分違反 | 2.4% |
| その他の違反 | 3.5% |

『自転車安全利用五則』をしっかりと守って、交通事故にあわないようにしましょう!!



はい!!



【自転車安全利用五則】

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメット着用